

規 則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十八号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項第一号中「知事等」を「知事又はこれに置かれる機関（以下「知事等」という。）」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。